

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会訓令第1号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令

次に掲げる訓令の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

- (1) 鴨川市立学校職員服務規程（平成17年鴨川市教育委員会訓令第7号）第16条
- (2) 鴨川市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成17年鴨川市教育委員会訓令第10号）第2条第2号

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。